

## 水道料金の債権放棄について

## 1. 趣 旨

水道料金の未収金の徴収については、督促状や催告状の送付、現地訪問による折衝を経て、最終的には給水停止措置を行っている。

しかし、一部には無届転居による所在不明や破産・倒産により回収が困難になっているものがあり、これらの債権は、権利を放棄しない限りいつまでも債権債務として残ることから浜松市債権管理条例に基づき債権放棄をした。

なお、この放棄額は、年間調定額の0.04%に相当する。

## 2. 放棄年月日 平成30年3月31日

## 3. 適用条項 浜松市債権管理条例第12条第1項各号

## 4. 放棄債権の内訳

| 放棄理由    | 人数   | 件数     | 金額         | 参考(前年度)    |
|---------|------|--------|------------|------------|
| 破産事件の終結 | 83人  | 136件   | 706,378円   | 741,483円   |
| 倒産・廃業   | 15人  | 36件    | 420,876円   | 688,864円   |
| 死亡      | 54人  | 108件   | 330,805円   | 329,033円   |
| 転居先不明等  | 297人 | 606件   | 1,466,124円 | 2,279,413円 |
| その他(※)  | 192人 | 383件   | 1,386,362円 | 733,127円   |
| 計       | 641人 | 1,269件 | 4,310,545円 | 4,771,920円 |

(※) 2年の消滅時効が到来した後も徴収努力したが完納に至らず、下水道使用料の消滅時効に合わせ債権放棄したもの。